

騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

施設名		騒音規制法		環境の保全と創造に関する条例	
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
金属加工機	圧延機械	1 - イ	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	1	動力が22.5kw以上のもの
	製管機械	1 - ロ	すべてのもの	2	すべてのもの
	ベンディングマシン	1 - ハ	ロール式に限る 原動機の定格出力の合計が37.5kw以上のもの	3	動力が3.75kw以上のもの
	液圧プレス	1 - ニ	矯正プレスを除く	4	矯正プレスを除く
	機械プレス	1 - ホ	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	5	呼び加圧能力が30トン以上のもの
	せん断機	1 - ヘ	原動機の定格出力の合計が3.75kw以上のもの	6	動力が3.75kw以上のもの
	鍛造機	1 - ト	すべてのもの	7	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	1 - チ	すべてのもの	8	すべてのもの
	ブラスト	1 - リ	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	9	すべてのもの
	タンブラー	1 - ヌ	すべてのもの	10	すべてのもの
	切断機	1 - ル	といしを用いるものに限る	-	-
	空気圧縮機	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	-	-
	圧縮機	-	-	11	動力が7.5kw以上のもの
	送風機	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	12	動力が3.75kw以上のもの
	破碎機又は摩砕機	3	土石用または鉱物用に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	13	すべてのもの (土石用、鉱物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造の用に供するものは動力が7.5kw以上のもの)
	ふるい機又は分級機		土石用または鉱物用に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	14	動力が7.5kw以上のもの
	織機	4	原動機を用いるもの	15	原動機を用いるもの
	コンクリートプラント	5 - イ	建設用資材製造機械に限る 気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	16	すべてのもの
	アスファルトプラント	5 - ロ	建設用資材製造機械に限る 混練機の混練容量が200kg以上のもの	17	すべてのもの
	ロール機	6	穀物用製粉機に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	34	破碎機及び摩砕機を除く
木材加工機械	ドラムバーカー	7 - イ	すべてのもの	18	すべてのもの
	チップパー	7 - ロ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	19	すべてのもの
	碎木機	7 - ハ	すべてのもの	20	すべてのもの
	帯のご盤	7 - ニ	製材用は原動機の定格出力が15kw以上のもの 木工用は原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	-	
	丸のご盤	7 - ホ	製材用は原動機の定格出力が15kw以上のもの 木工用は原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	-	
	動力のごぎり盤	-		21	動力が0.75kw以上のもの
	かなな盤	7 - ヘ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	22	動力が0.75kw以上のもの
	抄紙機	8	すべてのもの	23	すべてのもの
	印刷機械	9	原動機を用いるもの	24	原動機を用いるもの
	合成樹脂射出成形機	10	すべてのもの	25	すべてのもの
	鋳造型機	11	ジヨルト式のものに限る	26	すべてのもの
	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	-		27	出力が3.75kw以上のもの
	工業用ミシン	-		28	同一建物に10題以上設置するもの
	ニューマチックハンマー	-		29	すべてのもの
	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機	-	※5-イに含まれる	30	すべてのもの
	金属用打抜機	-		31	動力が2.25kw以上のもの
	グラインダー	-		32	サンダー及び切断機を含み工具用研磨機を除く
	工業用ミキサー	-		33	すべてのもの
	重油バーナー	-		35	重油使用量が1時間当り15ℓ以上のもの
	ゴム、皮又は、合成樹脂の打抜機又は裁断機	-		36	すべてのもの
	スチームクリーナー	-		37	すべてのもの
	金属工作機械	-		38	同一建物に5台以上設置するもの
	石材引割機	-		39	すべてのもの
	ドラム罐洗浄機	-		40	すべてのもの
	板金又は製罐の作業	-		41	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
	鉄骨又は橋梁の組立作業	-		42	すべてのもの
	建設材料置場における運搬作業	-		43	動力を用いる機械を使用する作業に限る 土砂石の材料置場であって1箇所以上使用するもの